

おくやみ手続き提出前チェックリスト（郵送用）

手続き名	土地・建物に関する緊急連絡先
------	----------------

●届出書について

- 複数の土地・建物を所有している場合、緊急連絡先が同じであれば1枚にまとめていただいて構いません。土地・建物によって緊急連絡先が異なる場合は、それぞれについて届出書を作成してください。

- 法的に責任を問うものではありません。相続決定前の連絡先で結構です。

●記入内容について

- 届出者の住所
- 届出者の氏名
- 届出者の電話番号
- 種類
- 所有者
- 所在地
- 緊急連絡先

【参考：空家の所有者・管理者の届出制度について】

相続後、建物を除却し売却等を行う場合は、「空き家の譲渡所得の3000万円特別控除」が利用できる場合があります。ご相談の方は枚方税務署までお問合せください。

問い合わせ先	枚方市役所 分館2階 住宅まちづくり課 電話：072-841-1478 ファクス：072-841-5101
--------	--